

第14回福島家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成22年6月2日（水）午後1時15分～午後3時30分

2 場所

福島家庭裁判所3階会議室

3 出席者

石原那津子，遠藤伝一郎，菅野 篤，菅野寿井，鈴木芳喜，手塚佳子，
富田 哲，本間榮一，堀部亮一，丸山嘉代（敬称略，五十音順）

4 開会等

(1) 開会宣言

(2) 委員の再任及び紹介

(3) 委員長あいさつ

5 議事

(1) 少年事件の補導委託について

ア 補導委託について説明

少年審判手続における補導委託制度の目的や指導内容，委託先と家庭裁判所の関係，福島家裁における補導委託の実情等について説明した。

イ 意見等（○委員，□裁判所）

○ まず，試験観察決定があり，試験観察中に補導委託をするという説明を受けたが，少年を試験観察の対象とする際に，犯した罪による線引きはあるのか。

また，成功した事例の紹介はあったが，逆にうまくいかなかった事例もあるのか。

□ 少年事件は，調査官による少年，保護者等の調査・裁判官への報告・裁判官による審判・処分の決定という流れで進行する。裁判官がすぐに最終

処分を決められるならば試験観察の必要はない。最終処分を決定するために、しばらくの間、少年の状況を観察する必要があったり、家庭裁判所の働き掛けによっては、別の処分の可能性が見込まれるような場合に、試験観察決定をすることになる。少年法は、少年事件であれば試験観察決定ができることになっており、ある種の事件には試験観察をしないというような仕組みではない。

事例としては、失敗例もある。少年院送致が見込まれる少年に対し、委託先の指導に期待してみたが、うまくいかないこともある。家庭の愛情を受けられなかった少年を、家庭的な委託先をお願いしたところ、少年は煩わしい思いを強めてしまったことから、別の専門的な知識を持った職員のいる更生保護施設に移したところ落ち着いたということもある。つまり、少年の抱える問題等と委託先の指導の特色等が合致するかということが補導委託の難しさでもあり、マッチングが成否の鍵を握っている。

- 線引きについて、補導委託を検討する際、非行事実を争っている事件はなじまない。非行事実は認めた上で、少年自身がこれから先どうしようかという視点を持っているケースや、少年を取り巻く環境に問題があったケースは、補導委託になじみやすい。非常に重い非行を犯してしまったケースで試験観察を行ったケースが一切ないとは言い切れないが、法律は、家庭裁判所の保護になじまない事案を原則検察官送致にすると掲げているので、そういった場合、試験観察とすることに躊躇する。

失敗の典型的な例として、少年が委託先から無断外出したり、逃げ出してしまうことがある。委託先でうまくいかないと、少年が「俺なんか」と判断してしまい、落ち着いて生活することができないこともある。

- 委託先を決める際、少年の意向は確認するのか。
- 補導委託は、審判で裁判官が決定する。それ以前の調査官による調査の際に、君は補導委託だからと言うわけにはいかないのです、意向は確認しな

い。

ただし、裁判官が調査官から調査報告を受けた後に、その報告を検討して補導委託の方向になった場合には、少年を頑張りたいという気持ちにさせるため、あらかじめ、調査官が動機付けのために、少年に話をすることはある。

- 委託先の決め方について伺いたい。
- 実際の委託先は、主として、裁判所に登録している委託先から選んで、そこに少年を預けている。登録委託先は多くはない。委託先の登録は、委託先として名乗り出る所がたくさんあって、その中から何か所お願いしますという状況ではなく、家庭裁判所の方から施設等に出向き、補導委託をお願いしているのが現状である。そして、登録においては、施設等を訪問して実際の状況を見聞し、委託先として適当かどうかを検討することになる。
- 基準や条件ではなく、総合的に調査して決めるということか。
- そのとおりで、年齢、収入、地域といった基準はない。
- パンフレットを見ると、受託者は、個人の場合は農作業などの自営業が多い。ところで、サラリーマンが退職後にこのようなボランティアをしたいが、無職だという方はどうなるのか。
- 受託者に報酬はないので、受託者が少年を預かって生活が成り立つ必要がある。また、身柄付きの場合は少年を同居させることになるから、そのような環境も整っていることが必要になる。

補導委託先では、規則正しい生活態度や仕事のための心構え等を指導するが、受託者と少年と一緒に仕事をする場合には、仕事も日常生活も指導ができ、委託の効果が上がる。受託者が指導するための仕事を持っていない場合は、仕事先を外に探してもらい、委託先では仕事以外の生活指導を行う。そこが家庭的で、少年に足りないものを指導してもらえるのであれ

ば、委託先として十分である。

しかし、退職して時間があるからという理由で委託先となった例はあまり聞いたことがない。

- 全国の委託先を見ると、宗教家という記載がある。福島に限らず、家庭裁判所が、宗教関係者に委託するという積極的な動きはあるのか。
- 宗教関係者に限って積極的にお願ひしているという話は聞かない。地域によっては、宗教関係者が受託者となっているところが何か所かあるという話は聞いたことがある。
- 福島では11か所の委託先が登録されているが、現状として、委託先の施設は不足しているのか、十分なのか。
- 少年の問題等と委託先の指導等がうまく調和すると、非常にいい結果となる。委託先として、いろんな種類のところがあればあるほど家庭裁判所としても少年としてもありがたい。
- 似て非なるものに保護司がいる。保護司の中にも宗教家はたくさんいて、お寺だと寝泊まりするにも施設的には余裕がある。調停委員の中には宗教家や保護司がたくさんいるのだから、家庭裁判所からアプローチしてみてもどうか。県内11か所で不十分であれば、そういうつてを使って増やしてもいいのではないのか。
- 委託先の開拓という面では、家庭裁判所としても、委員の皆さんのお知恵を拝借したいと思っている。
- まず、この制度をもっと周知しなければいけない。ボランティアをやりたい人は多い。こういう制度があり、こういう活躍の場がある、それは家庭裁判所で募集しているというPRを、もっと行ってはどうか。保護司や人権擁護委員といった、名簿ができていた機関にパンフレットを送付するという手段は有効ではないか。
- 委託先に何か名称はないのか。名称がないと周知するにも不利ではない

かと思う。

- 特に名称はない。
- 長い間保護司をすると表彰されるが、受託者には何かあるのか。
- 委託先の表彰はある。
- 現在、福島家庭裁判所で統一的な委託先の開拓活動はしていない。現実の少年事件の執務をとおして依頼する等、個別に働き掛けをしているのが現状である。
- 委託先は個人なのか。法人でもいいのか。委託先として建設会社の例があったが、会社は法人である。代表者に預けているのか。
- 受託者として依頼しているのは委託先の責任者である。質問の例であれば、建設会社の社長にお願いをすることになる。
- 平成18年10月30日に設立された福島家庭少年友の会の活動状況はどういったものか。
- 家庭少年友の会には、総勢500名程の会員が各地区にいて、福島地区では、介護老人保健施設で社会奉仕活動をする補導委託の際に、会員1名に同伴してもらった。相馬地区でも、ボランティアで知的障害者の施設に行く際に同伴したものが3件、特別養護老人ホームに行ってもらったものもある。また、少年の親が病気等の支障で審判に出席できず、保護者としての活動ができない場合に、付添人として保護者の代わりに審判に出席してもらったこともある。
- 委託先は仕事場と住居が一緒になければならないのか。
- それは、何を委託するかで異なる。職業プラス生活指導で併せて委託したい場合は、仕事場と住居が一緒になるが、家庭的な問題で主に生活指導を委託するのであれば、一緒には住むが、別の勤務先ということもあり得る。
- 保護観察処分を受けた少年は、協力雇用主というところで働くことがあ

るが、指導したいというボランティアに生活を委ね、そこから協力雇用主のところ働くことはできないか。

- 委託先と就業先が別々でも構わない。それも一つの方法かと思う。
- そのような方法で委託することもある。以前農家をしていた家庭で生活指導をお願いし、外の仕事については一緒に求職活動をしたり、知人の農業法人で一緒に働いたり、生活指導と職業指導が分かれている場合もある。
- そのような方式の方が、委託先が増えるのではないか。
- そのような委託先の場合、どのような開拓方法が考えられるか。
- 社会的なボランティアをしている人には、補導委託のような仕事をしたいという人もいるのではないか。
- 制度が知られていないという意見もあったが、報酬がないということであっても、それほど難しい問題ではない。例えば、県庁社会記者クラブには、記事に載せてくださいという様々な団体が来訪する。少なくとも地方紙のほとんどが、このような団体が来たら取り上げるということになっている。もっと知ってもらおうということのいい機会になるので、これを利用すればいい。
- 委託の中で、身柄付きと通所の区分けは、犯した罪の軽重で分けられるのか。また、通所の場合の期間は1日から数日という説明だったが、そのような短期間で、指導もしくは教育ができるのか。子供の教育より前に親の教育という話も聞かれるが、親も含めた教育プログラムは考えられないのか。
- 身柄付きか通所かの区分けについて、家庭に戻せない状況だが、すぐに少年院送致とは決め難く、最終処分を決定するために状況を観察する必要があり、身柄付きで預けざるを得ないという場合がある。通所で数日ボランティアをお願いする場合は、家庭にいたまま試験観察をする在宅試験観

察決定を受け、ボランティア等の活動に参加させるのと並行して、調査官が一、二週間に1回面接し、少年や保護者を指導するという形になる。在宅のままでも指導の効果がありそうな少年については在宅の試験観察ということになる。親の教育が必要という話についてはそのとおりで、少年だけが一生懸命委託先で頑張っても、親が変わらなければどうにもならない。試験観察中、少年は委託先で指導してもらい、保護者には調査官が家庭訪問や面接により保護者の問題点について、保護者にも考えてもらうという働き掛けをすることもある。しかし、保護者の中には子供の問題だとして自らが変わろうとせず、改善できないこともあり、家庭に戻るのが難しい場合がある。中には、委託先から家庭には戻らず、自立の方向を目指し、自立の力を身に付けるために委託先で修行し、その後は住み込み先を見つけて自立するというようなこともある。

- 身柄付きか通所の区別や、期間の判断は誰がするのか。
- 委託先をどこにするか等の補導委託の内容を決めるのは裁判官である。期間について、通常は、何か月間試験観察にするという決め方はしない。今後数か月の様子を見て最終処分を決めるから頑張りなさいと少年に話し、その間の状況報告を裁判官が受けた上で、いつ審判をするのが適切かを判断する。
- 最終処分を決められる段階が来たら最終処分を行うことになる。
- 3か月や4か月とかいう期間で、今の子供たちが変わるのか疑問である。また、その期間で変わったということについて、裁判官は判断できるのだろうか。
- 少年には可塑性がある。環境や愛情のかけ方のちょっとした違いで大きく変わることがある。試験観察は、最終的な処分ではなく、中間的な、最終処分のための見極めの期間であり、それほど長くやるべきではない。3か月から4か月经過すると少年に対する方向性が分かり、こういう処遇が

いいとか、こっちに処遇を変えてもという判断ができるようになり、最終的な処分をすることになる。

- 保護司は、本人が再犯をしないように、長期間指導する。
- 試験観察は処遇ではなく、処遇を決めるための見極めの制度である。
- 委託する前に比べると、いい結果が多くなっているのか。
- いい結果が多いと思われるが、正確な数字は把握していない。委託先とのマッチングという、少年の持っている問題点と委託先との関係がうまくいくかという見極めと、少年への動機付けができていくかで成否が決まることが多いと思われる。
- 少年院送致か保護観察かという際に、最終的には少年が自分の力で自分の生活を成り立たせられるか、自分で生活設計し、自分の力でやっていけるか、そういう環境が整っているかという見極めが分かれ道になる。周囲の働き掛け如何によっては自分の力でやっていけるかもしれないというケースで補導委託をやってみようということになり、試験観察・補導委託の期間にそれをやることができれば、少年院送致という最終判断にはなりにくくなり、保護観察処分、ケースによっては不処分というものもある。
- 付け加えると、補導委託や試験観察を、その事件だけ見て成功であると言えば、成功例は多いと思われるが、更にその後、家庭に戻ったところ環境等が悪くて再犯したということまで捉えると、委託しても再犯に陥る少年がいることはいる。
- そうする場合の委託先は県外や遠いところに委託することもあり得るのか。
- 委託先が福島では効果がないので、預けるとしたら県外しかないという場合もある。
- 最終処分を決めるための補導委託とすると、失敗とはいっても、我々が認識している失敗事例ではないのかもしれない。失敗・成功というのは一

概に言えないという気がする。

- 補導委託は、少年に最終処分へのプレッシャーを与える手続でもある。委託先での自分の生活態度・過ごし方次第で処分が変わってしまうので、長い期間をかけると、少年がプレッシャーに負けてしまうというケースもある。最終処分の少年院送致でも半年くらいで仮退院できる場合があることを考えると、ある程度限られた時間で最終処分を決定することになる。
- 補導委託制度は、以前からある制度なのに、なかなか社会に認知されていないということか。
- 家庭裁判所としてはこういう制度があることを広めたいと考え、委託先の確保についての意見も伺いたく、本日のテーマとした。
- 家庭裁判所は、委託先に高い要求をしているわけではない。少年は、小さなこと、例えば介護老人ホームで清掃の手伝いでモップの掛け方を褒められ、やれば感謝してもらえると感じることで自信に繋がり、普通の社会生活を送る基本を身に付ける基礎になったりする。あまり身構えることなく、引き受け手になってもらいたい。

(2) 福島家庭裁判所仮設庁舎及び福島地方・家庭裁判所庁舎新営工事について同仮設庁舎の概要及び同庁舎新営工事のスケジュール等について説明し、その後、同仮設庁舎内を案内した。

委員からは、仮設庁舎とはいえ、ドアが厚く、音漏れがしないだろうとの感想が述べられた。

(3) 前回のテーマ「成年後見事件の申立てについて」について

その後の取り組み及び後見事件申立書書式の改訂等を説明した。

6 次回期日の指定

12月1日(水) 午後1時15分